

子ども・子育て会議における主な質問と回答

候補地の検討について（候補地①忠岡幼稚園、候補地②忠岡保育所）

- Q：候補地①がこども園となった場合、現在保育所に通っている0～2歳児のクラスが増えることになると思われるが、敷地面積的に全て収まるのか。
- A：候補地①にこども園を建設する場合、現在保育所に通っている子どもさんを入所させるための部屋数が必要であること、調理室が必要であること、子育て支援拠点としての部屋などを新たに整備しなければなりませんので、現在の敷地だけでは収まりませんが、町営住宅には現在も居住されている方がいるために早期の事業着手については難しいと考えております。仮に、町営住宅部分を敷地に取り入れることができたとしても、それだけでは子どもさんの人数に対しての敷地が足りず、小学校の運動場の敷地内に割り込むことになる可能性もあると考えております。又、候補地①の場合は、現在の施設を利用しての建設となることから、仮設園舎も必要となりコストが増えることとなります。（道路の付け替えに伴う協議時間の確保や町営住宅居住者に対する補償などの必要性についても懸念される。）
- Q：候補地①に決まった場合、送迎時の問題があると思われる。幼稚園は自転車の方が多と思うが、保育所は送った後にそのまま仕事に行かれる方が多いので車での送迎が多いと思いますが、幼稚園の前の道は抜けられないのでは。さらに、保育所の児童数の方が多ければ、確実に車の交通量も増えるのは目にみえているということになるのでは。
- A：候補地①については、たしかに道路の道幅も狭く岸和田方面への抜け道がありませんので、交通量が増加し、周辺が混雑することになり、近隣への迷惑や、事故などが起こる可能性が高くなる恐れがあります。
- Q：候補地①と候補地②の場合、新設する建物のコストはあまり変わらないのか。
- A：建物自体のコストとしては変わらないと考えておりますが、候補地①に新設する場合は、仮設園舎が必要になりますので、その分コストが高くなると考えています。
- Q：候補地①と候補地②を比べてみて、①の方が駅や小学校に近いということがありますが、②で一番問題なのは津波浸水想定区域（0.3m～1.0m）に入っているということだと思います。海抜が低いので子ども達が逃げる場所がないのでは。
- A：候補地②に認定こども園を作る際には、かさ上げ等を考えております。かさ上げをすることによって、津波の被害を最小限に抑えることができると考えており、さらに、こども園の屋上を避難場所として整備することも考えています。そうすることにより、地域の避難場所としてこども園の児童だけでなく、近隣住民も活用できることになると考えております。

運営形態の検討について

Q：運営形態について、公設公営の場合、実現の可能性はあるのか。

A：現在の財政状況や幼稚園・保育所への職員の配置状況などを考えますと、非常に難しいと考えております。基本方針にもあるように、町の財政状況や保育所職員の配置状況、子ども人口の減少などを総合的に考慮した場合、現状の幼稚園2園、保育所2カ所をこのまま維持することは非常に難しいと考えております。さらに、保育士不足に伴い保育所における待機児童が数年ぶりに発生している現状を打破し、安定的な保育の提供を確保するためにも、幼保一体化を進めていく必要があると判断したところでもありますので、公設公営の場合、今回検討していますこども園としての整備を早期に行うのは難しく、当面は今のままでの運営となり、施設の老朽化問題や耐震化の課題、待機児童の問題など様々な課題も解決されません。

Q：民間活力の導入に期待するところは何か。

A：民間活力を導入することにより、保育士の不足が解消されることが期待でき、待機児童の解消につながると考えております。また、公立の場合は、改修費用等について、国・府からの補助金等がありませんが、民間園では補助金を受けることができます。民営化すれば、現状の町立4施設のうち2施設にかかる経費が削減できますので、その経費を他の教育・子育て支援施策に配分することができると考えています。また、公立では、新しいことをする場合に迅速な対応が難しいですが、民間園であれば対応や判断の迅速さ、柔軟性の向上が期待できると考えております。

Q：民営化になったとしても、色々な監督権限というのは町にもあるのですね。

A：子ども・子育て支援法などに規定されているとおり、たとえ民営化となった場合でも監督権限は町にありますし、事業者との間に協定を締結し、その協定に基づいた運営を行っていただきます。

具体的には、以下の内容で協定締結を交わします。

- ①協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- ②公私連携幼保連携型認定こども園における教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項
- ③市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④協定の有効期間
- ⑤協定に違反した場合の措置
- ⑥その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項
(参考) 上記のような協定を締結し運営をするこども園を『公私連携幼保連携型認定こども園』と言います。

Q：公設民営と民設民営がありますが、事業者側からすると公設で建ててもらえる方が費用負担は軽くなりますが、民設民営で、事業者負担で建物を全て建て替えた場合でも、町として関与できるのか。民営化した場合、事業者が経営破綻した場合はどうなるのか。

A：民間事業者が事業者負担で建てた場合、今現在のチューリップ保育園がまさにそうい

う状態ですが、運営については国で定められているように、町から運営費を負担していますので、民設民営であっても、町が関与しております。また、事業者の選定に際しては社会福祉法人又は学校法人に限定し、事業者の経済状況や決算状況など各種データも含めて慎重な選定に努めていきたいと考えています。

その他

Q：幼保一体化の施設では、「幼稚園教諭免許」と「保育士資格」の両方の資格を持つ職員しか指導・教育ができないのか。現状での資格保有者の有無は。

A：認定こども園で働くには「幼稚園教諭免許」と「保育士資格」の両方を持っていることが原則となり、「保育教諭」という新しい名称の先生として働くこととなります。既に、両方の資格を保有している職員も多数いますが、全員ではありませんので、保有していない職員については随時取得を進めており、認定こども園になった時点では、すべての職員が両方の免許を持っていることとなるよう調整しています。

Q：公立と民間で保育料の違いはあるのか。

A：公立でも民間でも、保育所の保育料につきましては、違いはございません。幼稚園の保育料につきましては、町内に私立幼稚園がありませんので今現在は若干の差を設けていますが、仮に民間の認定こども園ができました場合は、違いが出ないような形で考えていきたいと思っています。

Q：保育料は所得に応じて決まるのか。

A：保育所の保育料は、所得に応じて保育料が設定されております。幼稚園の保育料につきましても平成27年4月以降は所得に応じて設定されております。

Q：この決定は議会がするのか、それとも、子ども・子育て会議ですか。

A：子ども・子育て会議である程度の方向性を決めていただき、その方向性を参考に町教育委員会として最終決定をしたいと考えております。

Q：業者の選定の時もこの会議で決めるのですか。

A：別に選定委員会を設置し、そこで決めていただこうと考えております。

Q：運営形態についての中での民営化とはで、「根幹部分については、公立でも私立でも変わりはありません。」という部分は、施設によって分けるという考え方ではなく、子どもにとってどうなのかという考え方によると書かれていると私は思っているんですね。この点については、認定こども園という形にするにしても大切にすべきことだと思います。子どもは幼稚園に通っても保育所に通っても、公立でも民間でも一緒ですので、この部分はとても大切な趣旨になってくると思います。

それに関連して、デメリットとして職員が変わるとするのは、子どもの事を考えるとどうなのか。もちろん変わることはよくないことであると思います。

Q：民営になった場合、色んなことを協議に入れる場合も権限は町にあるわけですね。今のチューリップ保育所のような形態になるのですよね。管理はちゃんとできるのですよね。

A：はい、そういうことですね。

Q：それはいつまでに決めるのか。

A：年明けくらいにはと考えております。

Q：急いでいるようですが・・・。

A：一応、平成31年4月スタートを掲げておりますので、特に認定こども園という性質上4月スタートが遅れて、例えば5月・6月スタートという訳にはいきませんので、4月が遅れると1年後の4月ということになってしまいますので、できましたら、平成31年4月にスタートしたいと、そうなってきますと、もう2年しかないので逆算しますと年明けくらいにはある程度の一定の方向性を決めていただきたいと考えております。

Q：この会議でどちらがいいか、委員皆様に諮ってもらっているわけですね。

A：今、ご説明させていただきまして、この会の案として委員皆様にお考えいただきたいと思っております。

Q：ここで決まったことを議会に上げていくわけですね。

A：はい。

Q：民営化はもう決まっているのですか。

A：あくまで1つの案として民営化を検討しており、決まったわけではありません。今後民営化も含めて計画を立てていく中で、皆様のご意見を、お聞きかせいただければと思っています。

Q：現在働いている町の職員はどうなるのですか。

A：そのあたりにつきましても、まだ確実に方向性が決まっておりませんので、現在の職員の今後の体制についても、はっきり決まっていない状態です。